

土木工事積算価格算定要領

平成 1 8 年版

防衛施設庁建設部

目 次

第1 総 則

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	積算価格の構成	1
4	積算価格の算定	2
5	直接工事費	2
6	間接工事費	2
7	一般管理費等	5
8	消費税等相当額	6

第2 直接工事費の積算

1	材料費の積算	7
2	労務費の積算	7
3	直接経費の積算	9

第3 間接工事費の積算

3－1 共通仮設費の積算

1	一般事項	1 1
2	運搬費	1 6
3	準備費	1 7
4	事業損失防止施設費	1 7
5	安全費	1 7
6	役務費	1 8
7	技術管理費	1 8
8	営繕費	1 9
9	回航・えい航費	1 9
1 0	水雷・傷害等保険料	1 9
1 1	イメージアップ費	2 0

3－2 現場管理費の積算

		2 0
--	--	-----

第4 一般管理費等の積算

1	算定方法	2 5
2	一般管理費等率の補正	2 5

第5 消費税等相当額の積算

		2 6
--	--	-----

第6 端数処理

		2 6
--	--	-----

第7 設計変更の積算

- 1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 3 工事の一時中止に伴う増し分費用・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 5 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 6 設計変更額の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

第8 追加工事の積算

- 1 工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費
及び一般管理費等の調整について・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 2 調整の対象となる原工事の積算価格・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 3 直接工事費の積算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 4 間接工事費の積算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 5 一般管理費等の調整計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 6 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 7 旧要領で積算した工事に改正要領で積算した工事を追加する場合等の
共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について・・・・・・・・ 3 8

第9 雑則

- 1 特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

第1 総 則

1 目 的

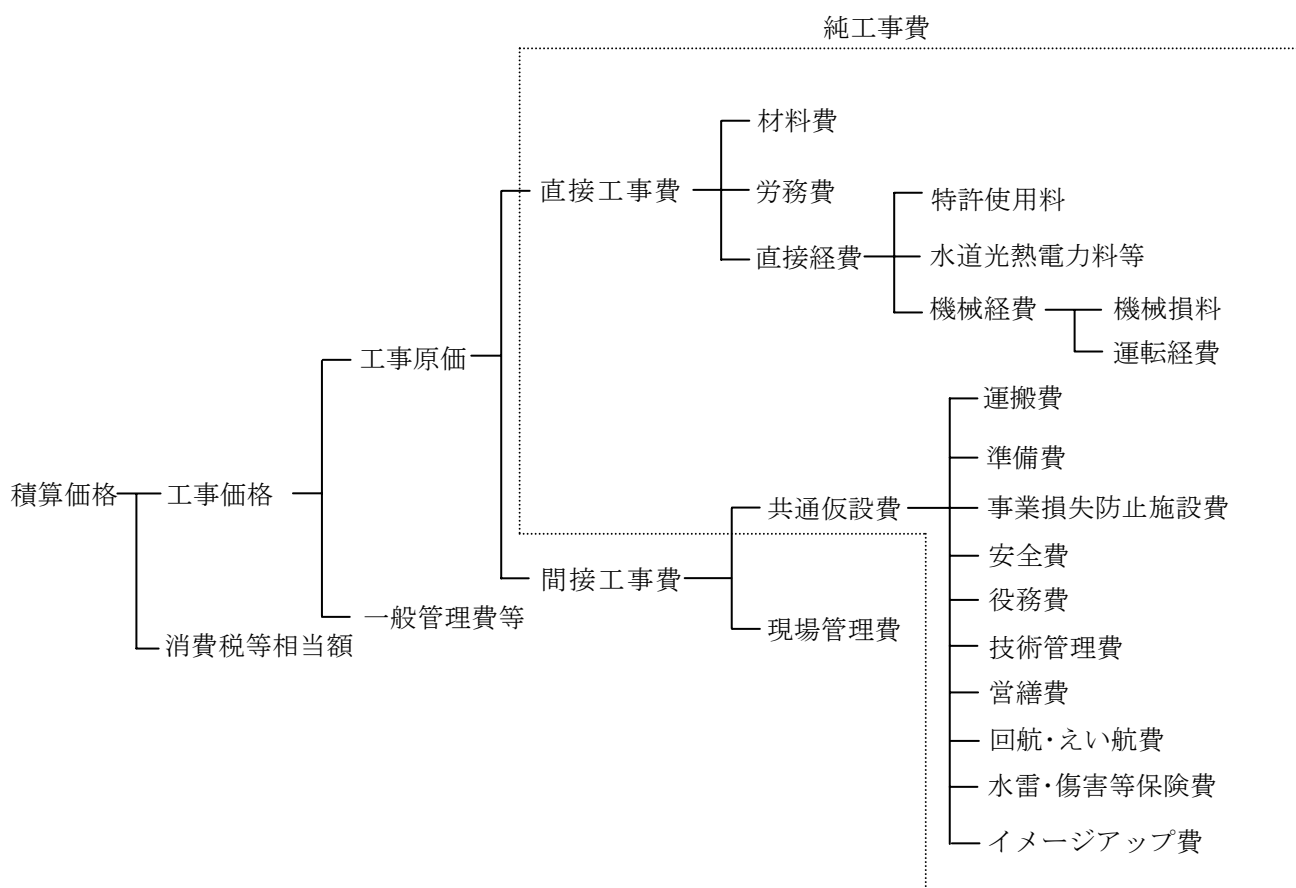
本要領は、「土木工事積算基準」（「防衛施設庁において実施する建設工事における積算基準について（通達）」（平. 19. 6. 6. 付施本第 864 号（CCR）の別紙 1）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本要領は、防衛施設庁において実施する土木工事の積算価格の算定に適用する。

3 積算価格の構成

積算価格の構成は、次のとおりとする。



4 積算価格の算定

- (1) 積算価格は、工事の種別、規模、工期、施工場所、環境、他工事との関連等の諸条件を勘案し、設計図書、建設工事請負契約書に基づき適正に算定しなければならない。
- (2) 積算価格の算定に用いる数量等は、本要領によるほか、別に定める「土木工事標準歩掛」(以下「標準歩掛」という。)の規定によるものとする。

5 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要な費用とし、直接仮設に要する費用を含め、地区又は工事種類により各工事部門を工種及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費から構成される。

(1) 材料費

工事を施工するのに必要な材料の費用

(2) 労務費

工事を施工するのに必要な労務の費用

(3) 直接経費

工事を施工するのに直接必要とする経費とし、次のア～ウによるものとする。

ア 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用

イ 水道光熱電力料等

工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料及び上下水道使用料並びに処分費、有料道路通行料等

ウ 機械経費

工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)

6 間接工事費

間接工事費は、各工事部門に対して共通する直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

(1) 共通仮設費

各施工部門に対して共通して使用される費用で、内容は次のとおりとする。

ア 運搬費

(ア) 建設機械器具の運搬等に要する費用

(イ) 現場内における器材の運搬等に要する費用

イ 準備費

(ア) 準備及び後片付けに要する費用

(イ) 調査・測量、丁張等に要する費用

(ウ) 伐開、除根、除草、表土除去、段切り等に要する費用

ウ 事業損失防止施設費

(ア) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要

する費用

(イ) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

エ 安全費

(ア) 交通管理等に要する費用

(イ) 安全施設等に要する費用

(ウ) 安全管理等に要する費用

(エ) (ア) ～ (ウ) に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

オ 役務費

(ア) 土地の借上げ等に要する費用

(イ) 電力、用水等の基本料金

(ウ) (ア) ・ (イ) に掲げるもののほか工事施工上必要な役務等に要する費用

カ 技術管理費

(ア) 品質管理のための試験等に要する費用

(イ) 出来形管理のための測量等に要する費用

(ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

(エ) (ア) ～ (ウ) に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成等に要する費用

キ 営繕費

(ア) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用

(イ) 労働者宿舍の営繕に要する費用

(ウ) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用

(エ) 監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する費用

(オ) 火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用

(カ) 労働者の輸送に要する費用

(キ) 工事監督に必要な車輛及び舟艇に要する費用

(ク) 前記 (ア) ～ (エ) に係る土地、建物の借上げに要する費用

(ケ) (ア) ～ (ク) に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

ク 回航・えい航費

船舶等の回航・えい航に要する費用

ケ 水雷・傷害等保険料

危険区域等で工事を施工する場合に必要な水雷・傷害等の保険を付保することにより
生じる保険料の支払いに要する費用

コ イメージアップ費

安全施設、営繕施設等のイメージアップに要する費用

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって工事現場を管理又は経営するために必要な経費とし、
その項目及び内容は次のとおりとする。

ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- (ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

エ 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険及びその他の損害保険の保険料

オ 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

カ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

キ 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

ク 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ケ 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

コ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

サ 交際費

現場における来客等の応対に要する費用

シ 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

ス 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

セ 工事登録費用

工事实績の登録等に要する費用

ソ 雑費

アからセまでに属さない諸費用

7 一般管理費等

一般管理費等は、次の一般管理費及び付加利益とする。

(1) 一般管理費

工事の施工にあたる請負者の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は次のとおりとする。

ア 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬

イ 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

ウ 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

エ 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

オ 福利厚生費

本店及び支店の従業員に関する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

カ 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

キ 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

ク 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

ケ 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

コ 調査研究費

技術研究、開発等の費用

サ 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

シ 交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

ス 寄付金

セ 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

ソ 減価償却費

建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額

タ 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

チ 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ツ 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

テ 保険料

火災保険及びその他の損害保険料

ト 契約保証費

契約の保証に必要な費用

ナ 雑費

電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付加利益

工事の施工にあたる請負業者が継続して経営するのに必要な費用で、その項目は次のとおりである。

ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等

イ 株主配当金

ウ 役員賞与金

エ 内部留保金

オ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

8 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2 直接工事費の積算

1 材料費の積算

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 材料単価

材料単価は、原則として積算時における市場価格とし、消費税等相当分は含まないものとする。

材料単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

見積により材料単価を決定する場合は、次の各号によるものとする。

ア 形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期、場所等の条件を提示し、依頼するものとする。

イ なるべく3社以上から見積を得るものとする。

ウ 得た見積のうち、適正な価格を採用するものとする。

ただし、これによることが不適当な場合は、別途考慮するものとする。

(3) 残材

材料として鉄、非鉄金属製品の規格品を使用する場合等売却処分可能な残材が発生するときは残材の残存価格を算定し、材料費から控除するものとする。ただし、その数量が少量の場合はこの限りでない。

(4) 支給品

官側において購入した資材を支給する場合又は現場発生資材を官側において物品管理法に基づき管理し再使用品として支給する場合の材料単価は、積算時の類似品価格とするが、直接工事費には計上しないものとする。

(5) 夜間工事の材料単価

現場条件により、やむを得ず、夜間（20時～6時）の施工を必要とする場合は、特に生コンクリート、アスファルト混合物、骨材、砕石等について材料単価の割増しを行うことができる。

2 労務費の積算

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、標準歩掛によるものとする。

(2) 労務単価

労務単価は、防衛施設庁長官が定める「公共工事設計労務単価表」（以下「設計労務単価」という。）によるものとする。

(3) 労務歩掛の増

施工作业が、気象条件及び作業条件等による制約により、能率の低下を余儀なくされると認められる場合、労務歩掛を割増しすることができる。ただし、その場合は、理由を付して防衛施設庁建設部長に通知するものとする。

(4) 夜間工事の労務単価

次の各号に掲げる場合は、労務単価の割増しを行うものとする。

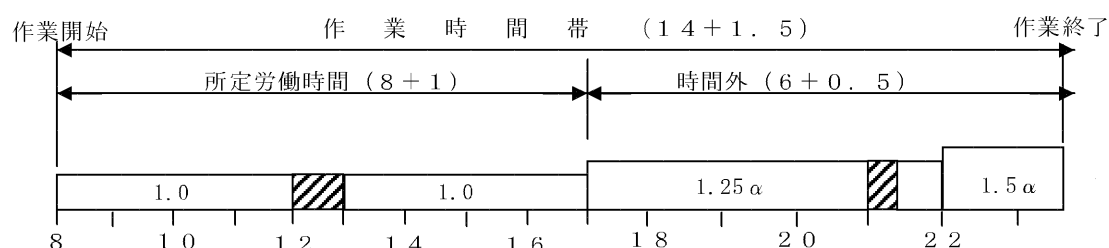
ア 通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を超えて、時間外及び深夜にわたる作業を計画する場合は、時間外割増賃金（設計労務単価×割増対象賃金比×1.25）及び深夜時間外割増賃金（設計労務単価×割増対象賃金比×1.50）を加算するものとする。

なお、超過勤務４時間を超えるごとに３０分の休憩を見込むものとする。〔例１〕

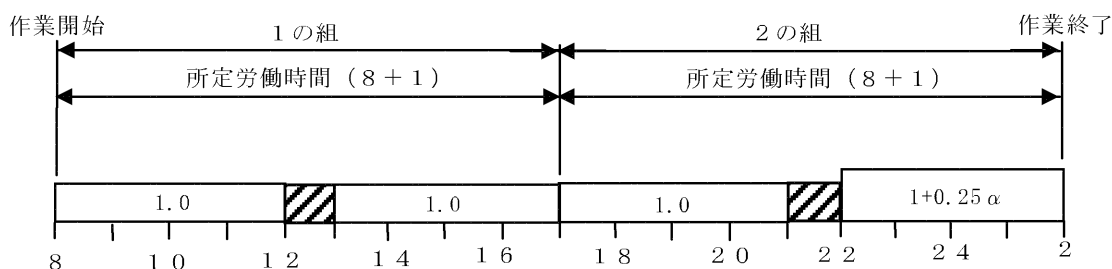
イ ２交替、３交替を計画する場合は、所定労働時間（実働時間８時間＋休憩時間１時間）内は、設計労務単価を採用するものとする。ただし、深夜部分（２２時～５時）にかかる場合は、深夜割増賃金（設計労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。〔例２〕

また、２交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、前項アの規定により時間外割増賃金を加算するものとする。〔例３〕

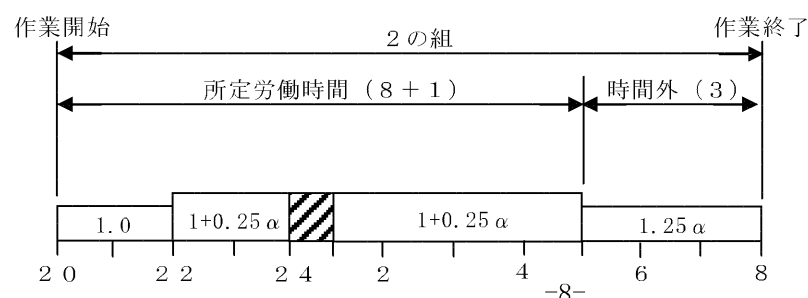
〔例１〕 α : 割増対象賃金比
▨ : 休憩



〔例２〕



〔例３〕



(5) 時間的制約を受ける工事の労務単価

陸上工事において、交通量の多い時間帯、通勤・通学の時間帯、周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯により、継続的に時間的制約を受け通常の作業時間を確保することができない場合は、労務単価の補正割増しを行うものとする。

時間的制約を受ける工事の労務単価の補正割増しは、次の方法により行うものとする。

ア 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする。）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間）（なお、標準作業時間は8時間とする。）

イ 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を越え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。

ウ 労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

(ア) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において、作業時間に制約を受ける場合の割増し労務単価

割増し労務単価＝設計労務単価×補正割増し係数

(イ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の割増し労務単価

割増し労務単価＝（設計労務単価＋割増し賃金）×補正割増し係数

(ウ) 割増し労務単価に、他の特殊割増しを合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

(エ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

注) 時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

3 直接経費の積算

(1) 特許使用料

工事の施工において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

ア 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了してい

る場合及び出願を完了し、且つ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

イ 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

共有特許工法を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

(2) 水道光熱電力料等

水道光熱電力料等は、当該地区の水道事業者、電気事業者の供給規定に基づく使用料を計上する。

(3) 機械経費

機械経費は、「建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算について」(平. 8. 6. 13. 付施本建第 42 号 (CCP)) の規定に基づき、算定する。

第3 間接工事費の積算

3-1 共通仮設費の積算

1 一般事項

(1) 工種区分

工種区分は、表-1によるものとする。

ア 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。

イ 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、「主たる工種」とは、当該対象額（機器類購入費、支給品費、工場製作費及び見積工事費を含めた対象額）の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断し難い場合は直接工事費で判断することができる。

表-1 工種区分

工種区分		工 種 内 容
工種番号	工種の名称	
1	舗 装 工 事	飛行場基本施設、道路、駐車場等に関する舗装の新設、改修工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルトコンクリート舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工及びこれらに類する工事
2	上 下 水 道 工 事	上水道工事(管布設工を除く。)にあつて、次に掲げる工事 凝集池、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒槽等の浄水施設工事及びこれに類する工事 下水道工事(管布設工を除く。)にあつて、次に掲げる工事 浄化槽(F R P製浄化槽を除く。)工事、廃油処理装置工事、特殊廃液処理装置工事及びこれらに類する工事、さく井工事
3	港 湾 浚 渫 工 事	港湾工事にあつて、次に掲げる工事 浚渫工、床掘工及びこれらに類する工事
4	港湾構造物工事	港湾に係る構造物を主体とする工事にあつて、次に掲げる工事 突堤工、消波根固工、護岸工、岸壁工、スベリ工、栈橋工及びこれらに類する工事
5	トンネル工事	トンネル工事、シールド工法及び作業員が内部で作業する推進工法による工事
6	貯 油 槽 工 事	貯油槽工事にあつて、次に掲げる工事 地下式燃料タンク工事、覆土式燃料タンク工事及び地中式燃料タンク工事（土工事、基礎工事、防油堤工事等の付帯工事を含む。）

工種区分		工 種 内 容
工種 番号	工種の名称	
7	環 境 整 備 工 事	環境整備工事にあつて、次に掲げる工事 植樹工、張芝工、外柵工、運動施設工(プールを除く。)、遊戯 施設工及びこれらに類する工事
8	鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事にあつて、次に掲げる工事 地上式燃料タンク工事(土工事、基礎工事、防油堤工事等の付 帯工事を含む。)、鋼橋工事、鋼製水槽工事、鋼製高架水槽工事 (土工事、基礎工事等の付帯工事を含む。)及びこれらに類する 工事
9	一 般 土 木 工 事	1～8に掲げるもの以外の工事 敷地造成工、給排水管布設工、コンクリート構造物工、切盛土 工、杭基礎工、水槽工(コンクリート製プールを含む。)、構造 物取りこわし工、飛行場灯火用ケーブル管布設工、モルタル吹 付・コンクリート吹付工、ブロック積・ブロック張工及びこれ らに類する工事

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

ア 率計算による部分

率計算による共通仮設費は、次式により算定した額とする。

共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設費率(K_r))+補正值)

対象額(P)=直接工事費+事業損失防止施設費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)

(ア) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a P C 桁、門扉、簡易組立式橋梁及びポンプ等機器類の購入費
- b 上記 a を支給する場合の支給品費
- c 鋼製貯槽、鋼桁等の工場製作に係る費用のうちの工場原価
- d 見積工事費

なお、見積工事とは、専門工事業者から施工費の見積を得て、当該見積の内容に間接工事費的要素を一括して含む工事をいう。

(イ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

(ウ) 共通仮設費率は、表－2によるものとする。

表一 2 共通仮設費率

工 種 番 号	対 象 額	600 万円 以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	(エ)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			A	b	
1	舗 装 工 事	6.13%	36.4	-0.1141	3.16%

工 種 番 号	対 象 額	1,000 万円 以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	(エ)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			A	b	
2	上 下 水 道 工 事	4.30%	7.6	-0.0353	3.57%

工 種 番 号	対 象 額	600 万円 以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	(エ)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			A	b	
3	港 湾 浚 渫 工 事	11.14%	357.8	-0.2223	3.06%
4	港湾構造物工事	7.97%	132.7	-0.1802	2.80%

工 種 番 号	対 象 額	1,000 万円 以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	(エ)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			A	b	
5	トンネル工事	18.93%	3,200.6	-0.3183	3.51%
6	貯油槽工事	10.68%	140.3	-0.1598	4.58%

工 種 番 号	対 象 額	600 万円 以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	(エ)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			A	b	
7	環境整備工事	5.89%	26.2	-0.0956	3.61%
8	鋼構造物工事	14.92%	361.9	-0.2043	5.25%
9	一般土木工事	8.96%	52.0	-0.1127	5.03%

(エ) 算定式

$$K_r = A \times P^b$$

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(オ) 施工地域、工事場所による共通仮設費率の補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值は、表一 3 によるものとする。

表－３ 施工地域、工事場所による共通仮設費率の補正值

施工地域、工事場所区分		補正值（％）
市街地・特定重要港湾		２．０
重要港湾・地方港湾（１）		１．５
山間僻地・離島・地方港湾（２）		１．０
地方部・地方港湾（３）	工事場所が、一般交通等の影響を受ける場合	１．５
	工事場所が、一般交通等の影響を受けない場合	０．０

注） a 施工地域の区分

市 街 地：施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区の場合をいう。なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が４，０００人／km²以上でその全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

特 定 重 要 港 湾：施工地域が港湾法第２条第２項に規定する特定重要港湾の場合をいう。

重 要 港 湾：施工地域が港湾法第２条第２項に規定する重要港湾の場合をいう。

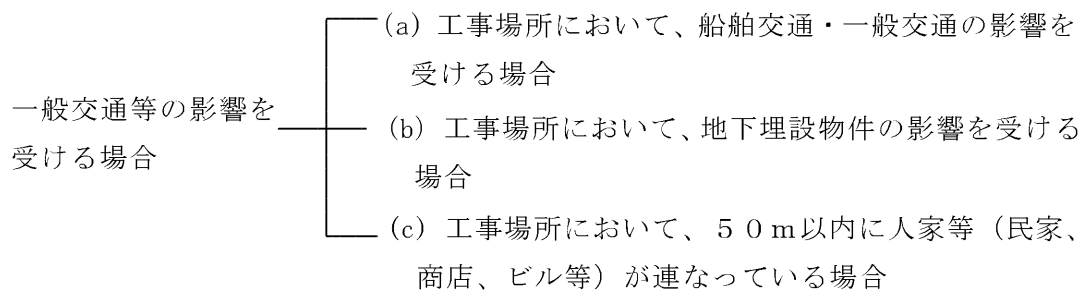
地 方 港 湾（１）：施工地域が人口集中の港湾及びこれに準ずる港湾の場合をいう。

山 間 僻 地 ・ 離 島：施工地域が防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第１０条第１項に規定する特設官署及びこれに準ずる地区の場合をいう。

地 方 港 湾（２）：施工地域が防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第１０条第１項に規定する特設官署の港湾及びこれに準ずる港湾の場合をいう。

地方部・地方港湾（３）：施工地域が上記以外の地区及び港湾の場合をいう。

b 地方部・地方港湾（３）における工事場所の区分は以下のとおりとする。



c 施工地域の区分が２つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が２つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用とする。

(カ) 海上輸送に要する共通仮設費率の補正

a 適用区域

作業員及び作業船乗組員が陸路で直接現場まで行くことが困難な海上作業区域

b 補正值

作業員及び作業船乗組員の海上輸送を必要とする場合の共通仮設費率の補正值は、表－４によるものとする。

表－４ 海上輸送に要する補正值

工種区分	補正值（％）
港湾浚渫工事	０．８
港湾構造物工事	０．６

- c 工種区分が複数となる場合、適用区域外の工事が含まれる場合の取扱い
主たる工種の補正值を適用するものとする。

イ 積上げ計算による部分

現場条件等を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

２ 運搬費

(１) 共通仮設費率に含まれる運搬費

ア 質量２０ｔ未満の建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬

イ 建設機械の自走による運搬（トラッククレーンラチスジブ型２５ｔ吊及び油圧伸縮ジブ型８０ｔ吊以上は、積上げるものとする。）

ウ 建設機械等の日々回送に要する費用

エ 質量２０ｔ以上の建設機械の現場内小運搬

ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。

オ 重建設機械のうちトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５１ｔ吊）の分解、組立及び輸送に要する費用

(２) 積上げ計算による運搬費

ア 質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費

イ 重建設機械の分解、組立及び輸送経費

ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５１ｔ吊）は除く。

ウ 仮設材等（鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板等）の運搬費

エ 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型８０ｔ吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型３５ｔ吊以上）の分解組立時にかかる本体賃

料及び運搬中の本体賃料

オ 鋼桁、P C 桁、門扉等工場製作品及び支給品の運搬費（直接工事費に計上）

3 準備費

（１）共通仮設費率に含まれる準備費

ア 準備及び後片付けに要する費用

（ア）着手時の準備費用

（イ）施工期間中における準備、後片付け費用

（ウ）完成時の後片付け費用

イ 調査・測量、丁張等に要する費用

（ア）工事着手前の基準測量等の費用

（イ）縦・横断面図、深浅図の照査等の費用

（ウ）用地杭等の仮移設等の費用

（エ）丁張の設置等の費用

ウ 除草、表土除去、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

（２）積上げ計算による準備費

ア 伐開、除根等に要する費用

イ 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外への搬出及び処分に要する費用

ウ その他、現場条件等により積上げを要する費用

4 事業損失防止施設費

（１）積上げ計算による事業損失防止施設費

ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

5 安全費

（１）共通仮設費率に含まれる安全費

ア 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

イ 不稼働日の保安要員等に要する費用

ウ 安全用品等に要する費用

エ 安全委員会等に要する費用

オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

カ 酸素欠乏症の予防に要する費用

- キ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
- ク 粉塵作業の予防に要する費用(ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、直接工事費に計上する。)
- ケ 港湾浚渫工事、港湾構造物工事等における救命艇に要する費用
- コ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- (2) 積上げ計算による安全費
 - ア 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
 - イ 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用及び使用期間中の損料
 - ウ 水雷等の存在する危険区域における地中及び海中の危険物等の撤去に要する費用
 - エ 港湾浚渫工事、港湾構造物工事等における工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用
 - オ 高圧作業の予防に要する費用
 - カ 警備員に要する費用
 - キ 飛行場舗装工事、トンネル工事で夜間作業を行う場合における照明に要する費用
 - ク トンネル内工事における照明に要する費用(直接工事費に計上)
 - ケ その他、現場条件等により積上げを要する費用

6 役務費

(1) 積上げ計算による役務費

- ア 土地の借上げ等に要する費用
- イ 電気基本料金
料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、電気事業者の「供給規定」により積算するものとする。
- ウ 用水等の基本料金
- エ 電力設備用工事負担金

7 技術管理費

(1) 共通仮設費率に含まれる技術管理費

- ア 品質管理基準に記載されている試験に要する費用
- イ 出来形管理のための測量、図面作成及び写真管理に要する費用
- ウ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- エ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- オ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- カ 工程、出来形、品質管理の解析及び整理に要する費用
- キ 施工管理で使用するOA機器の費用

- ク トンネル工（N A T M）の計測 A に要する費用
- ケ P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- コ 工事完成図書類の作成に要する費用

（２）積上げ計算による技術管理費

- ア 品質管理基準に記載されている項目以外の特別な品質管理に要する費用
- イ 施工合理化調査等に要する費用
- ウ 試験盛土等の工事に要する費用
- エ その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

8 営繕費

（１）共通仮設費率に含まれる営繕費

- ア 現場事務所、試験室等の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- イ 労働者宿舍の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ウ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- エ ア～ウに係る土地、建物の借上げに要する費用
- オ 労働者の陸上輸送に要する費用
- カ 労働者及び作業船乗組員の海上輸送に要する費用（主たる作業区域が海上の場合）

（２）積上げ計算による営繕費

- ア 監督官事務所の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- イ 火薬庫、火工品庫の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ウ 工事監督に必要な車輛及び舟艇に要する費用
- エ アに係る事務補助員の雇用に要する費用
- オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

9 回航・えい航費

（１）積上げ計算による回航・えい航費

原則として、工事の施工に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より工事現場までの往復に要する費用を計上する。ただし、次の場合は往路の費用のみを計上する。

- ア 当該工事現場付近で使用の見込みがある場合
- イ 当該工事現場を次期工事のための基地として利用する場合

なお、回航は航行距離が片道 2.5 ㎞以上の場合、えい航は航行距離が片道 2.5 ㎞未満又は一平水区域内において回航する場合とする。

10 水雷・傷害等保険料

（１）積上げ計算による水雷・傷害等保険料

危険区域等で工事を施工する場合に必要な水雷・傷害等の保険を付保することにより

生じる保険料の支払いに要する費用を計上する。

ア 水雷保険料

イ 傷害保険料

ウ その他必要な保険料

1 1 イメージアップ費

工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、イメージアップを行う場合にそのイメージアップ費を計上するものとする。

3-2 現場管理費の積算

(1) 工種区分

工種区分は、「3-1 共通仮設費の積算 1 一般事項 (1) 工種区分」によるものとする。

(2) 算定方法

現場管理費は、次式により算定した額とする。

現場管理費＝対象純工事費（N p）×（現場管理費率（J o））＋補正值

対象純工事費（N p）＝純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

ア 下記に掲げる費用は対象純工事費に含めない。

（ア）鋼製貯槽、鋼桁等の工場製作に係る費用のうちの工場原価

（イ）見積工事費

イ 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、対象純工事費に含まれる。

ウ 現場管理費率は、表－5によるものとする。

表－5 現場管理費率

工 種 番 号	対象純工事費	700 万円 以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	エの算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			a	b	
1	舗 装 工 事	36.87%	327.1	-0.1385	16.85%

工 種 番 号	対象純工事費	1,000 万円 以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	エの算定式より算出された率とす る。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			a	b	
2	上下水道工事	31.63%	41.2	-0.0164	29.00%

工 種 番 号	対象純工事費	700 万円 以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	エの算定式より算出された率とす る。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			a	b	
3	港湾浚渫工事	19.51%	57.6	-0.0687	13.23%
4	港湾構造物工事	21.02%	30.4	-0.0234	18.42%

工 種 番 号	対象純工事費	1000 万円 以下	1000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	エの算定式より算出された率とす る。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			a	b	
5	トンネル工事	40.34%	130.2	-0.0727	27.44%
6	貯油槽工事	33.34%	71.8	-0.0476	25.91%

工 種 番 号	対象純工事費	700 万円 以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を 超えるもの
	適用区分 工種の名称	下記の率と する。	エの算定式より算出された率とす る。ただし、変数値は下記による。		下記の率 とする。
			a	b	
7	環境整備工事	42.20%	318.8	-0.1283	22.33%
8	鋼構造物工事	37.95%	86.0	-0.0519	29.34%
9	一般土木工事	36.24%	163.8	-0.0957	22.54%

エ 算定式

$$J_o = a \times N_p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 対象純工事費 (円)

a, b : 変数値

注) J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

オ 処分費等の取扱い

処分費等とは、次のものとし、処分費等を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は表－6 によるものとする。

(ア) 処分費 (再資源化施設の受入費を含む。)

(イ) 上下水道料金

(ウ) 有料道路料金

表－6

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3 % 以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3 % を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3 % とし、3 % を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3 % とし、3 % を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。

一般管等 理費等	全額を率計算の対象とする。	「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3％とし、3％を越える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
-------------	---------------	---

注）準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

カ 現場管理費率の補正

（ア）施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正值は、表－7によるものとする。

表－7 施工地域、工事場所による現場管理費率の補正值

施工地域、工事場所区分		補正值（％）
市街地・特定重要港湾		1. 5
重要港湾・地方港湾（1）		1. 0
山間僻地・離島・地方港湾（2）		0. 5
地方部・地方港湾（3）	工事場所が、一般交通等の影響を受ける場合	1. 0
	工事場所が、一般交通等の影響を受けない場合	0. 0

注）施工地域の区分等は、「3－1 共通仮設費の積算 1 一般事項 （2）算定方法

ア 率計算による部分 （オ）施工地域、工事場所による共通仮設費率の補正 注）a～c」によるものとする。

（イ）施工時期、工事期間等による補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表－5の現場管理費率を2％の範囲内で適切に補正することができる。ただし、重複する場合は、最高2％とする。

a 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

（a）積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する寒冷地手当を支給する地域

（b）工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪作業等は適用しない。

（c）現場管理費率の補正值は次によるものとする。

補正值（％）＝冬期率×補正係数（表－8－2）

冬期率＝表－8－1中の期間における工事期間／工期

ただし、工期については、実際に工事を施行するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含み、他工事により施工不能な期間を除く実工事期間とする。

表－８－１ 積雪寒冷地域の施工期間

施 工 期 間	適 用 地 域	備 考
１１月１日～３月３１日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を１１月中の降雪が５日以上あることとした。
１２月１日～３月３１日	上記以外の地域	

表－８－２ 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補 正 係 数
１級地	１．８０％
２級地	１．６０％
３級地	１．４０％
４級地	１．２０％

注) １ 冬期率は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

２ 補正值は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

３ 施工地域が２つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ｂ 緊急工事の場合

緊急工事は２％補正する。

なお、緊急工事とは、緊急を要する工事で昼夜間連続作業が前提となる工事をいう。

第4 一般管理費等の積算

1 算定方法

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

一般管理費等＝工事原価（ C_p ）×（（一般管理費等率（ G_p ）×補正係数）＋補正值）

工事原価（ C_p ）＝純工事費＋現場管理費

（1）一般管理費等率は、表－9によるものとする。

表－9 一般管理費等率（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	（2）により算出された率	7.22%

（2）算定式

$$G_p = -2.57651 \times \log(C_p) + 31.63531$$

G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（円）

注） G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 一般管理費等率の補正

（1）前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表－10の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表－10 補正係数

前払金支出 割合区分	0%以上 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

注）表－9で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

（2）契約の保証に必要な費用の取扱い

契約保証費を計上する場合の一般管理費等率は、前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、契約保証の方法に応じた補正值を加算したものとする。

（3）支給品費及び無償貸付機械等評価額は、工事原価に含めないものとする。

第5 消費税等相当額の積算

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第6 端数処理

- 1 1位代価表（最上位単価表）から単価合計金額が内訳書に上がる場合の端数処理
 - (1) 整数3桁以下の場合
有効数字2桁とし、処理は切り捨てとする。
 - (2) 整数4桁以上の場合
有効数字3桁とし、処理は切り捨てとする。
- 2 2位代価以下における単価合計金額の端数処理
有効数字3桁とし、処理は切り捨てとする。
- 3 代価表1行毎の金額欄の端数処理
小数部は切り捨てとする。
- 4 代価表数量欄において計算式により数量を算出する場合の端数処理
小数第4位以下を切り捨てとする。
- 5 共通仮設費の積上げ計算による合計金額、率計算による共通仮設費及び現場管理費の端数処理
千円単位とし、処理は切り捨てとする。
- 6 建設機械運転経費の算出に係る燃料数量の端数処理
有効数字2桁とし、処理は四捨五入とする。
- 7 建設機械運転経費の金額合計欄の端数処理
十円単位とし、処理は切り捨てとする。

第7 設計変更の積算

1 直接工事費

(1) 材料費の積算

ア 数量

数量は、別に定める「土木工事数量調書作成の手引き」に基づき算出するものとする。

イ 材料単価

材料単価は、原則として現に施工中の工事（以下「原工事」という。）の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない材料を新たに使用する場合は、原工事に類似した品目が無い場合は、時価とする。

(2) 労務費の積算

労務単価は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない職種を新たに使用する場合は、時価とする。

(3) 直接経費の積算

ア 特許使用料

特許工法を新たに使用する場合は、時価で積算するものとする。

イ 水道光熱電力料等

水道光熱電力料等は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していないものについては、時価とする。

ウ 機械経費

機械経費は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない機械については、時価とする。

2 間接工事費

(1) 数量の増減に伴う変更の場合

ア 共通仮設費

(ア) 率計算により積算されたもの

率計算により積算されたものは、原工事と同じ方法で算出するものとする。ただし、数量の増減等により主たる工種が変わっても原工事の工種とする。

(イ) 積上げ計算により積算されたもの

積上げ計算により積算されたものは、必要に応じ増・減額する。

イ 現場管理費

設計変更における現場管理費は、原工事と同じ方法で算出するものとする。ただし、数量の増減等により主たる工種が変わっても原工事の工種とする。

3 工事の一時中止に伴う増し分費用

(1) 増し分費用

増し分費用とは、建設工事請負契約書第21条第3項に規定する負担額又は賠償額（以下「負担額等」という。）をいう。

（2）対象工事

発注者が増し分費用を負担する工事は、予測し難い理由により、施工途中にある工事の主要部分を発注者が工事の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延長となった場合を含む。）を必要と認め指示したことにより、負担額等に該当する費用が必要となる工事で、請負者から当費用について請求があった場合とする。

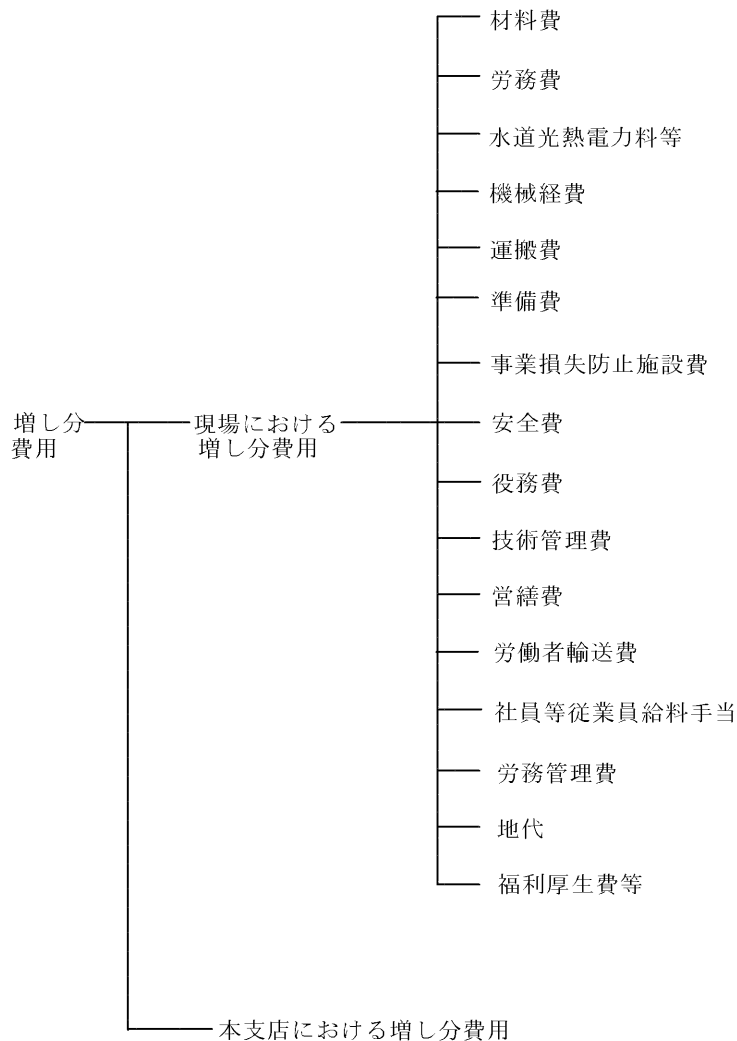
（3）増し分費用の範囲

増し分費用の範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用等（以下「工事現場の維持管理等に要する費用」という。）とする。

（4）増し分費用の項目

ア 増し分費用の構成費目

増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。



(5) 増し分費用の取扱い

増し分費用は、一時中止した工事の間接工事費の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の間接工事費とは別に計上するものとする。

なお、本費用は一般管理費の対象としない。

(6) 増し分費用の算定

ア 増し分費用の算定は、工事現場の維持等の費用の必要性・数量などを請負者と協議して行うものとする。

イ 増し分費用の各構成費目は、中止期間中に要した次項に定める内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、これに含めないものとする。

(7) 増し分費用の費目と内容

ア 現場における増し分費用

(ア) 材料費

a 材料の保管費用

工事を中止したために、原工事の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（請負者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、原工事の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

c 直接工事費に計上された材料の損料等

原工事において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(イ) 労務費

a 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、請負者との協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、請負者との協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の単価差額の費用

c 水道光熱電力料等

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは請負者との協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(ウ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち原工事に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

(エ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が原工事に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

b 大型機械類等の現場内運搬

原工事に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは請負者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(オ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労働者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは請負者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(カ) 事業損失防止施設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等に認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

b 新たに必要となった工事現場の維持等に係る費用

原工事には計上されていないが、一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは請負者との協議により発注者が必要と認めた事業損失防止施設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

(キ) 安全費

a 既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

b 新たな工事現場の維持等に要する安全費

原工事には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは請負者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(ク) 役務費

a プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

b 電力・水道等の基本料

原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

(ケ) 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、事業損失防止施設費に準じて積算した費用

(コ) 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち原工事において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用

(サ) 労働者輸送費

原工事が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において請負者との協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用

(シ) 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、請負者との協議により定めた次の費用

a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

b 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

(ス) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された

労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用

なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする。

b 解雇・休業手当を払う場合の費用

請負者との協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用

（セ）地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

（ソ）福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

イ 本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負者の本支店における費用

ウ 材料等の価格等の取扱い

増し分費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

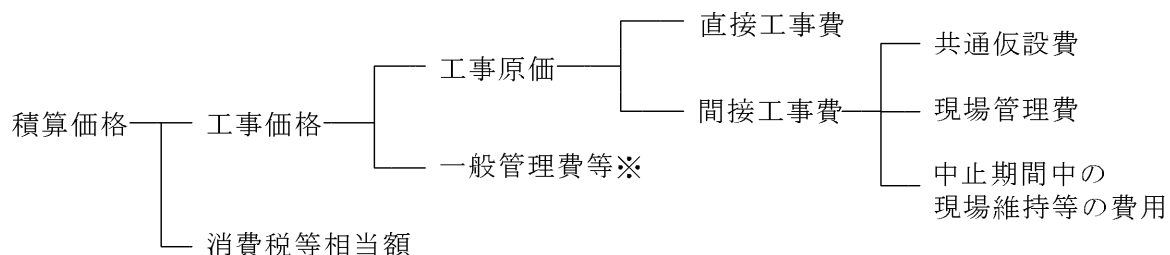
（8）一時中止期間が3ヶ月以内の場合の算出

一時中止期間が3ヶ月以内の場合の増し分費用の算出は、次によることができるものとする。

なお、一時中止期間が3ヶ月を超える場合又はこれにより難しい場合は、適用しない。

ア 増し分費用の構成

工事の一時中止に伴う増し分費用のうち、現場における増し分費用は、間接工事費の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の間接工事費とは別に計上するものとし、工事原価に含め一般管理費等の対象とする。また、本支店における増し分費用は、これにより算出された一般管理費等を含むものとする。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る

費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

イ 中止期間中の現場維持等の費用

中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は次の積上げ項目及び率項目とする。

(ア) 積上げ項目

積上げ計上する項目は、直接工事費（仮設工を含む。）、船舶回航費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力料等、船舶及び機械経費で現場維持等に要する費用であり、次の内容とする。

- a 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）、船舶及び機械経費、船舶回航費に計上された仮設材等の中止期間に係る損料額及び補修費用
- b 直接工事費、船舶回航費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

(イ) 率項目

一時中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。

a 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械等の現場内小運搬に要する費用

b 安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

c 役務費の増加費用

土地の借上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

d 営繕費の増加費用

現場事務所、労働者宿舎、監督官事務所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

e 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

ウ 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、次の式により算定する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

G : 一時中止に伴う現場維持等に要する費用（単位：円 千円未満切り捨て）

d g : 一時中止に伴い増加する現場経費率（単位：％ 小数第4位四捨五入3位止め）（前記イの（イ）に示す率項目）

J : 対象額（一時中止時点の出来形部分、検査済み工事材料に対する契約上の純工事費）（単位：円 千円未満切り捨て）

α : 積上げ項目の費用（単位：円 千円未満切り捨て）

(前記イの(ア)に示す積上げ項目)

一時中止に伴い増加する現場経費率は、次の式により算定する。

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\}$$

N：一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数

A：
B：
a：
b：

工種毎に決まる係数（表－１１）

表－１１

工 種	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b
	地方部、及び地方港湾(3)(一般交通等の影響無し)	地方部、地方港湾(2)及び地方港湾(3)(一般交通等の影響有り)、山間僻地離島	市街地、重要港湾及び地方港湾(1)(DID 地区及び同地区に準ずる地区)			
舗 装 工 事	377.8	399.2	412.8	－0.2108	0.0761	0.4226
上下水道工事	88.7	93.8	96.9	－0.1078	0.5988	0.3258
港湾浚渫工事	55.2	58.3	60.3	－0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	33.5	35.4	36.6	－0.0311	0.5764	0.2992
トンネル工事	244.8	258.6	267.5	－0.1718	0.0973	0.4252
貯 油 槽 工 事	370.8	391.8	405.1	－0.2274	0.2589	0.3978
環境整備工事	203.6	215.1	222.5	－0.1733	0.2026	0.3740
鋼構造物工事	458.6	484.6	501.1	－0.2612	0.0717	0.4607
一般土木工事	282.9	298.9	309.1	－0.1935	0.4461	0.3348

4 一般管理費等

設計変更における一般管理費等は、原工事と同じ方法で算出するものとする。ただし、契約保証費を計上する場合にあっては、第４の２「一般管理費等率の補正」による。

5 消費税等相当額

消費税等相当額は、第５「消費税等相当額の積算」によるものとする。

6 設計変更額の算定方法

設計変更積算価格は、次式により算出したものとする。

$$\text{第1回設計変更積算価格} = \frac{\text{契約額}}{\text{原工事積算価格}} \times \text{第1回設計変更工事価格} + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{第N回設計変更積算価格} = \left\{ \frac{\text{第(N-1)回設計変更契約額}}{\text{第(N-1)回設計変更工事価格} + \text{消費税等相当額}} \right\} \\ \times \text{第N回設計変更工事価格} + \text{消費税等相当額}$$

第8 追加工事の積算

1 工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

追加工事として調整の対象となる工事は、原工事の請負者に随意契約方式にて発注する工事とする。

なお、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整については、次の項目に留意するものとする。

- (1) 調整の対象とならない工事にあっても、仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用できる場合は、その部分のみについて調整する。（現場管理費、一般管理費等は調整しない。）
- (2) 当庁工事における工事種別の異なる工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、通信工事）及び国土交通省等が実施している工事との調整は行わないものとする。ただし、仮設物が共用できる場合は、その部分のみについて調整する。（現場管理費、一般管理費等は調整しない。）
- (3) 原工事が繰越又は国債予算の場合は、全体額を対象として調整を行うものとする。
- (4) 複数の原工事を同一請負者が施工中である場合には、その全工事との調整を行うものとする。

2 調整の対象となる原工事の積算価格

- (1) 調整の対象となる原工事の積算価格は、当該追加工事の発注される時点のものとする。
- (2) 当該追加工事が契約された後、原工事に変更が生じた場合でも、それに伴う当該追加工事の積算価格の変更は行わないものとする。
- (3) 当該追加工事の積算価格に変更が生じた場合は、当該追加工事発注時点の原工事の積算価格により調整を行うものとする。

3 直接工事費の積算

第2 直接工事費の積算によるものとする。

4 間接工事費の積算

(1) 共通仮設費の調整計算

ア 調整計算の基本的な考え方

原工事と当該追加工事の対象額（P）の合計額により新たに共通仮設費を算出し、原工事の共通仮設費を控除した額とする。

イ 調整計算の適用

(ア) 率計算による共通仮設費

原工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、原工事と追加工事の対象額（P）の合計額に相当するその「主たる工種」の共通仮設費率を適用する。

(イ) 積上げ計算による共通仮設費

実態に合わせ調整するものとする。

ウ 率計算による共通仮設費の調整計算の方法

調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq ((B + C) \times \alpha 1 + B \times \beta 2 + C \times \beta 1) - B \times (\alpha 2 + \beta 2)$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 原工事の対象額 (P)

C : 当該追加工事の対象額 (P)

$\alpha 1$: (B + C) に相当する主たる工種の共通仮設費率

$\alpha 2$: B に相当する原工事の工種の共通仮設費率

$\beta 1$: 当該追加工事の共通仮設費率の補正值

$\beta 2$: 原工事の共通仮設費率の補正值

ただし、A が負数になる場合は零とみなし、当該追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、A が当該追加工事単独で積算した所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

エ 積上げ計算による共通仮設費の調整計算の方法

$$A \leq B - C$$

A : 当該追加工事の積上げ計算による共通仮設費

B : 原工事と当該追加工事を 1 件工事とした場合の積上げ計算による共通仮設費

C : 原工事の積上げ計算による共通仮設費

(2) 現場管理費の調整計算

ア 調整計算の基本的な考え方

原工事と当該追加工事の対象純工事費 (N_p) の合計額により新たに現場管理費を算出し、原工事の現場管理費を控除した額とする。

イ 調整計算の適用

原工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、原工事と当該追加工事の対象純工事費 (N_p) の合計額に相当するその「主たる工種」の現場管理費率を適用する。

ウ 調整計算の方法

調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq ((B + C) \times \gamma 1 + B \times \delta 2 + C \times \delta 1) - B \times (\gamma 2 + \delta 2)$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 原工事の対象純工事費 (N_p)

C : 当該追加工事の対象純工事費 (N_p)

$\gamma 1$: (B + C) に相当する主たる工種の現場管理費率

$\gamma 2$: B に相当する原工事の工種の現場管理費率

$\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費率の補正值

$\delta 2$: 原工事の現場管理費率の補正值

ただし、Aが負数になる場合は零とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算した所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

5 一般管理費等の調整計算

原工事と当該追加工事の工事原価の合計額により新たに一般管理費等を求め、原工事の一般管理費等額を控除した額とする。

$$A \leq (B \times \varepsilon_1 \times \zeta_2 + C \times \varepsilon_1 \times \zeta_1) - B \times \varepsilon_2 \times \zeta_2 + C \times \eta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 原工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む。）

C : 当該追加工事の工事原価

ε_1 : (B + C) に相当する一般管理費等率

ε_2 : B に相当する一般管理費等率

ζ_1 : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

ζ_2 : 原工事の前払金支出割合による補正係数

η : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

ただし、Aが負数になる場合は零とみなし、当該追加工事に関する一般管理費等は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算した所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

6 消費税等相当額

消費税等相当額は、第5「消費税等相当額の積算」によるものとする。

7 旧要領で積算した工事に改正要領で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

(1) 現場管理費の調整計算の一般式

$$A \leq ((B + C) \times \gamma_1 + B \times \delta_2 + C \times \delta_1) - B \times (\gamma_2 + \delta_2)$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 原工事の対象純工事費 (N_p)

C : 当該追加工事の対象純工事費 (N_p)

γ_1 : (B + C) に相当する主たる工種の改正要領による現場管理費率

γ_2 : B に相当する原工事の工種の改正要領による現場管理費率

δ_1 : 当該追加工事の改正要領による現場管理費率の補正值

δ_2 : 原工事の改正要領による現場管理費率の補正值

(2) 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A \leq (B \times \varepsilon_1 \times \zeta_2 + C \times \varepsilon_1 \times \zeta_1) - B \times \varepsilon_2 \times \zeta_2 + C \times \eta$$

- A : 当該追加工事の一般管理費等
B : 原工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む。）
C : 当該追加工事の工事原価
 $\varepsilon 1$: (B + C) に相当する改正要領による一般管理費等率
 $\varepsilon 2$: B に相当する改正要領による一般管理費等率
 $\zeta 1$: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数
 $\zeta 2$: 原工事の前払金支出割合による補正係数
 η : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

(3) 設計変更について

旧要領により積算した工事の設計変更は、旧要領により積算するものとする。

(4) 共通仮設費の調整計算

共通仮設費の積算にあたっては上記現場管理費の取扱いと同様とする。

第9 雑則

1 特例

工事の内容、立地条件、工期、需要の状況等に特別な事情があるため、この要領の定めるところにより難しい場合は、防衛施設庁建設部長の承認を得て他の算出方法によることができる。